

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 (06-6208-9272)
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	生活困窮者の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅の使用許可
概要	本市では、市営住宅を本来の施策対象である低額所得等の住宅困窮者に提供する以外にも、管理に支障のない範囲で、一定の資格を有する者について、法令に基づく行政財産の目的外使用を認めています。 生活困窮者の自立促進のため、一定の住居を持たない生活困窮者に一時的な居住の場を提供する民間事業を行う法人が市営住宅を使用する場合には、法令・要綱等に基づき、市営住宅使用許可申請書等を提出して、使用許可を市長から受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第7項 生活困窮者の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱
審査基準	①活用する事業の範囲 自立相談支援機関からの依頼等により、一定の住居を持たない入居者に対して、一時的な居住の場を提供するとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供するもの  ②活用できる者 (1) 次のいずれにも該当すること。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人についてはこの限りではない。 ア 直近の会計年度において、応募法人が事業を行っている場合は、応募法人の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。 イ 本事業を行うための年間事業費の概ね6分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること。 (2) 法人格を有すること。 (3) 暴力団でないこと及び暴力団又は暴力団員等の統制下にある法人でないこと。 (4) 募集に応募する日の属する年度の4月1日時点において法人が設立されていること。 (5) 市営住宅等に係る家賃及び使用料の未納や損害賠償金がある法人でないこと。 (6) 条例第46条第1項（第2号、第5号及び第7号を除く。）の規定による請求を受けて市営住宅を明け渡した法人（その明渡しの日から翌日から起算して5年を経過しているものを除く。）でないこと。 (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。 (8) 申込書に記載した使用を希望する市営住宅での実施予定事業が、市営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないものであり、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内でかつ本事業の範囲内で行われるものであること。  ③使用許可に係る条件 活動の用途に供される部分が、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項口に該当すること
標準処理期間	40日
経由日数	2日
提出先	福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ
提出時期	不定期（事業者募集の実施時期による）
提出方法	所定の申請書及び添付書類を福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループへ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000654673.html">https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000654673.html</a>
備考	